

議案第 59 号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 18 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

杉並区行政財産使用料条例（昭和 50 年杉並区条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

附則別表第 1（1）中

		和室	52.4	900円	600円	700円	200円
阿佐谷区 民事務所	阿佐谷会議室	洋室 1	37.9	700円	500円	500円	100円
		洋室 2	37.9	700円	500円	500円	100円
		和室	50.8	900円	700円	700円	200円
	成田会議室	洋室	54.0	900円	600円	700円	200円

を

		和室	52.4	900円	600円	700円	200円
	成田会議室	洋室	54.0	900円	600円	700円	200円

に、

		和室	40.8	700円	600円	600円	200円
	馬橋会議室	洋室 1	34.8	500円	400円	400円	100円
		洋室 2	34.8	500円	400円	400円	100円
		和室	37.9	700円	500円	500円	100円
高井戸区 民事務所	宮前会議室	洋室	75.7	1,300円	800円	1,000円	300円
	高井戸会議室	洋室 1	132.7	2,900円	1,900円	1,900円	700円
		洋室 2	76.5	1,300円	800円	1,000円	300円

を

		和室	40.8	700円	600円	600円	200円
高井戸区 民事務所	高井戸会議室	洋室1	132.7	2,900円	1,900円	1,900円	700円
		洋室2	76.5	1,300円	800円	1,000円	300円

に改める。

附則別表第2(1)中

		和室	52.4	1,000円	600円	700円	200円
阿佐谷区 民事務所	阿佐谷会議室	洋室1	37.9	700円	500円	500円	100円
		洋室2	37.9	700円	500円	500円	100円
		和室	50.8	1,000円	700円	700円	200円
	成田会議室	洋室	54.0	1,000円	600円	700円	200円

を

		和室	52.4	1,000円	600円	700円	200円
	成田会議室	洋室	54.0	1,000円	600円	700円	200円

に、

		和室	40.8	800円	600円	600円	200円
	馬橋会議室	洋室1	34.8	500円	400円	400円	100円
		洋室2	34.8	500円	400円	400円	100円
		和室	37.9	700円	500円	500円	100円
		高井戸区 民事務所	宮前会議室	洋室	75.7	1,400円	900円
	高井戸会議室	洋室1	132.7	2,900円	1,900円	1,900円	700円
		洋室2	76.5	1,400円	900円	1,000円	300円

を

		和室	40.8	800円	600円	600円	200円
高井戸区	高井戸会議室	洋室1	132.7	2,900円	1,900円	1,900円	700円

民事務所						
	洋室2	76.5	1,400円	900円	1,000円	300円

に改める。

附則別表第3(4)中

阿佐谷区 民事務所	阿佐谷会議室	和室	52.4	600円	400円	400円	100円
		洋室1	37.9	400円	300円	300円	100円
		洋室2	37.9	400円	300円	300円	100円
		和室	50.8	600円	400円	400円	100円
	成田会議室	洋室	54.0	600円	400円	400円	100円

を

		和室	52.4	600円	400円	400円	100円
	成田会議室	洋室	54.0	600円	400円	400円	100円

に、

	馬橋会議室	和室	40.8	500円	400円	400円	100円
		洋室1	34.8	300円	200円	200円	100円
		洋室2	34.8	300円	200円	200円	100円
		和室	37.9	400円	300円	300円	100円
高井戸区 民事務所	宮前会議室	洋室	75.7	900円	600円	600円	200円
	高井戸会議室	洋室1	132.7	1,900円	1,300円	1,300円	500円
		洋室2	76.5	900円	600円	600円	200円

を

		和室	40.8	500円	400円	400円	100円
高井戸区 民事務所	高井戸会議室	洋室1	132.7	1,900円	1,300円	1,300円	500円
		洋室2	76.5	900円	600円	600円	200円

に改める。

附則別表第 4 (4) 中

		和室	52.4	800円	500円	500円	100円
阿佐谷区 民事務所	阿佐谷会議室	洋室1	37.9	500円	400円	400円	100円
		洋室2	37.9	500円	400円	400円	100円
		和室	50.8	800円	500円	500円	100円
	成田会議室	洋室	54.0	800円	500円	500円	100円

を

		和室	52.4	800円	500円	500円	100円
	成田会議室	洋室	54.0	800円	500円	500円	100円

に、

		和室	40.8	700円	500円	500円	100円
	馬橋会議室	洋室1	34.8	400円	300円	300円	100円
		洋室2	34.8	400円	300円	300円	100円
		和室	37.9	500円	400円	400円	100円
		高井戸区 民事務所	宮前会議室	洋室	75.7	1,200円	800円
	高井戸会議室	洋室1	132.7	2,400円	1,600円	1,600円	600円
		洋室2	76.5	1,200円	800円	800円	200円

を

		和室	40.8	700円	500円	500円	100円
高井戸区 民事務所	高井戸会議室	洋室1	132.7	2,400円	1,600円	1,600円	600円
		洋室2	76.5	1,200円	800円	800円	200円

に改める。

別表第 2 (4) 中

		和室	52.4	1,100円	700円	700円	200円
阿佐谷区	阿佐谷会議室	洋室1	37.9	700円	500円	500円	100円

民事務所		洋室2	37.9	700円	500円	500円	100円
		和室	50.8	1,100円	700円	700円	200円
	成田会議室	洋室	54.0	1,100円	700円	700円	200円

を

		和室	52.4	1,100円	700円	700円	200円
	成田会議室	洋室	54.0	1,100円	700円	700円	200円

に、

		和室	40.8	900円	600円	600円	200円
	馬橋会議室	洋室1	34.8	600円	400円	400円	100円
		洋室2	34.8	600円	400円	400円	100円
		和室	37.9	700円	500円	500円	100円
高井戸区 民事務所	宮前会議室	洋室	75.7	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	高井戸会議室	洋室1	132.7	2,900円	1,900円	1,900円	700円
		洋室2	76.5	1,500円	1,000円	1,000円	300円

を

		和室	40.8	900円	600円	600円	200円
高井戸区 民事務所	高井戸会議室	洋室1	132.7	2,900円	1,900円	1,900円	700円
		洋室2	76.5	1,500円	1,000円	1,000円	300円

に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(提案理由)

高井戸区民事務所宮前会議室等の目的外使用を廃止する必要がある。